

## 所属都道府県サッカー協会以外で審判活動を行うための「第二審判登録」について

ここに制定する制度は、審判員自身が所属する都道府県サッカー協会（以下、A協会と略す）以外の都道府県サッカー協会（以下、B協会と略す）が管理する大会などで、審判員として継続的に活動することを希望する者が、審判活動を行うために必要な「第二審判登録」について規定する。

### 1. 現 状

現在のJFA審判登録制度は、都道府県協会を通じて日本協会・地域協会・都道府県協会に登録している。その上で、審判員は登録している協会の審判委員会の指導・管理のもとで審判活動ができることになっている。

しかしながら現実には、「自分がプレーしているチームの帯同審判員をするためにA協会を通じて審判登録をしているが、子どもがプレーするチームの帯同審判員をするためにB協会にも審判登録をしなければならない」、「高校のOBチームの帯同審判員としてA協会を通じて審判登録をしているが、進学した大学の同好会の帯同審判員としてB協会にも審判登録をしなければならない」などの要望がありながら、B協会での審判登録が認められないために審判活動を行うことができない。

また各協会の審判委員会には、協会が行う公式試合の審判員を管理する責任があるにも関わらず、A協会に登録している審判員がB協会の公式試合の審判員を務めた場合、B協会の審判委員会は当該審判員を掌握することができない。（B協会審判委員会は当該審判員の資格や身分を確認できない）

### 2. 趣 旨

審判員がJFA審判登録制度によって審判登録するA協会のほかに、日常的に審判活動を行うためにB協会にも審判登録（以下、「第二審判登録」と記す）ができるようにする。

### 3. 対 象 者

A協会を通じて当該年度（4/1～翌年 3/31）の審判資格を有する審判員（JFA登録審判員）で、B協会でも日常的に審判活動を希望する者。

### 4. B協会への第二審判登録の申請

B協会への第二審判登録の申請は、審判員がA協会を通じて発行されたJFA審判証（当該年度が表記されたもの）を受領した日から翌年3月31日までとする。

### 5. B協会への登録期間

審判員がB協会へ第二審判登録できる期間は、B協会の審判委員会が第二審判登録の申請を承認した日から翌年3月31日までとする。

### 6. B協会に第二審判登録するのに必要な費用（登録費）

B協会（都道府県協会）が定める当該級の登録費（1年分）と同額とする。

※第二審判登録においては、地域協会および日本協会の登録費は徴収しない。

### 7. B協会が発行する『第二審判登録 審判証』

B協会は審判活動を認めた審判員に対して『第二審判登録 審判証』を発行する。

#### 8. B協会で審判活動を行う者

B協会で審判活動を行う者は、A協会を通じて発行された『JFA審判証』とB協会から発行された『第二審判登録 審判証』を、審判活動を行う場合は携帯する。

#### 9. B協会からA協会およびJFAへの報告

B協会は、第二審判登録を承認した審判員の情報をA協会およびJFAへ報告する。

※A協会とB協会は互いに、またがって審判活動をしている審判員に関わる重要な情報について、適宜、交換する。

#### 10. 施 行

この規定は2010年4月1日より施行ものとする。

(2010年度JFA登録審判員から申請ができるものとする。)